

県・市町協調による経営継続支援事業

よくあるお問い合わせ（6/26時点）

I 支給要件・給付額

（全般）

- Q 1 支援金の支給要件は
- Q 2 休業要請の内容・対象施設は
- Q 3 支援金の額は
- Q 4 中小法人とは
- Q 5 休業期間は（いつから休業する必要があるか）

（給付額が異なる理由）

- Q 6 なぜ飲食店は給付額が異なるのか
- Q 7 なぜ100㎡以下の学習塾等や商業施設は給付額が異なるのか
- Q 8 なぜホテル・旅館は給付額が異なるのか

II 施設の給付対象要件

（飲食店）

- Q 9 どのような場合に対象になるか
- Q 10 テイクアウトサービスに切り替えて営業を継続した場合どうなるか
- Q 11 終日休業した場合、対象になるか
- Q 12 飲食店に納入している卸売業者は対象になるか
- Q 13 カラオケ喫茶は飲食店（食事提供施設）か
- Q 14 フードコート内の飲食店は対象になるか

（学習塾）

- Q 15 100㎡以下の学習塾等は対象になるか
- Q 16 学習塾でフロアを分けて営業している場合は対象になるか
- Q 17 同じ建物内で学習塾と音楽教室を運営している場合は対象になるか
- Q 18 施設を借りて英会話教室をしている場合は対象になるか
- Q 19 学習塾でオンライン授業のみ実施している場合は対象になるか
- Q 20 学習塾を施設から年間使用承諾書を得て運営している場合、対象になるか

（その他）

- Q 21 ショッピングセンター等にテナントとして入居している場合は対象になるか
- Q 22 一つの店舗に休業要請対象と要請対象外の店舗が混在している場合の取り扱いは
- Q 23 ホテルで宴会場に加えて、4/29日から宿泊施設を閉めた場合、支援金の額は
- Q 24 住宅展示場は対象になるか

- Q25 サウナを併設した銭湯を休業した場合、対象になるか
- Q26 休業期間中、写真館で事前予約のあった客の撮影をするのは、対象になるか
- Q27 マッサージ店で有資格者が治療を行っている場合、対象になるか
- Q28 社会生活を維持する上で必要な施設とは
- Q29 結婚式の披露宴会場は対象になるか
- Q30 床面積の合計の考え方は

Ⅲ 申請要件

- Q31 複数の店舗を経営している場合、それぞれの店舗ごとに給付金の申請ができるのか
- Q32 複数の店舗を経営している場合、全ての店舗を休業する必要があるか
- Q33 フリーランスとして休業要請の対象店舗と契約しているが対象になるか
- Q34 テナントのオーナーは対象になるか
- Q35 休業した後、廃業したが対象になるか
- Q36 休業要請対象施設でイベントをしている事業者は対象になるか

Ⅳ 売上減少の比較

Q37～Q41 をご参照下さい。

Ⅴ 証明書類等

(営業証明、売上減、対象業種、時短営業、床面積)

Q42～Q47 をご参照下さい。

Ⅵ 申請方法・期限

- Q48 申請書類の配布先は
- Q49 申請手続きは
- Q50 申請期限は
- Q51 いつから給付されるのか
- Q52 県内に複数の事業所があるときの申請手続きは
- Q53 一人の経営者が複数の事業体を経営している場合、それぞれで申請してよいか
- Q54 一つの法人に複数の子会社がある場合、子会社ごとに申請してよいか
- Q55 本店が県外にあるが、県内に事業所がある場合は対象になるか
- Q56 学校法人等の法人は申請できるか
- Q57 みなし大企業は申請できるか
- Q58 人格のない社団は申請できるか
- Q59 申請書類の郵送方法は

【参考】兵庫県が休業要請等を行っていた対象施設一覧(申請書に記載する施設種別コード表)

I 支給要件・給付額

【全般】

Q1 誰がこの支援金を受け取れるのですか？

次の3つの要件をすべて満たす中小法人及び個人事業主の方が対象となります。

【要件1】 兵庫県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主で令和2年3月31日以前に創業していること

【要件2】 令和2年4月または5月の売上が前年同月対比で50%以上減少していること

* 売上の減少は、「事業者の事業全体」または「休業要請等の対象施設（複数の場合は一カ所でも複数でも可）」のいずれでも可能です。

* 令和元年5月2日以降に創業された方の売上の比較方法については募集要項をご覧ください。

【要件3】 県の休業要請等に応じて、対象となる施設を期間中、継続して休業していること

※ 休業要請等の対象施設を運営している事業者の方が対象です。

※ 兵庫県の休業要請等に応じていただいた事業者の方に対する支援金ですので、休業要請等を受けていない事業者の方は対象になりません。

Q2 休業要請等の内容や対象施設は、どこで確認できますか？

休業要請等の内容については、兵庫県のホームページ「県内の事業者の皆様へ～新型コロナウイルス感染症に係る休業要請の見直し等～」をご覧ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/coronakyugyouyousei0521.html>

※ 対象となる施設・対象とならない施設については、当支援金ホームページのPDFファイル「休業要請を行っていた施設一覧」及び「休業要請を行っていなかった施設一覧」をご覧ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/kyugyoshien.html>

Q3 支援金の額を教えてください。

法人・個人の別、対象種別、休養等要請に係る床面積要件・その他要件、休業期間等に拠って異なります。

《4/15～5/6 休業の協力依頼》

対象種別	休業等要請に係る床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額
遊興施設	なし	① 4/15～4/21 の間に休業を開始し、5/6 まで継続して休業 中小法人 100 万円 個人事業主 50 万円 ② 4/22～4/28 の間に休業を開始し、5/6 まで継続して休業 中小法人 60 万円 個人事業主 30 万円 ③ 4/29 に休業を開始し、5/6 まで継続して休業 中小法人 30 万円 個人事業主 15 万円
劇場等		
集会・展示施設		
運動・遊技施設		
博物館等		
学習塾等	床面積 100 m ² 超	③ 4/29 に休業を開始し、5/6 まで継続して休業 中小法人 30 万円 個人事業主 15 万円
商業施設(生活必需物資・生活必需サービス以外)	床面積 100 m ² 超	

対象種別	休業等要請に係る床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額
ホテル・旅館	集会の用に供する部分	④ 4/15～4/21 の間に使用停止あるいは時間短縮を開始し、5/6 まで実施 中小法人 30 万円 個人事業主 15 万円
飲食店等食事提供施設	夜 20 時～朝 5 時営業休止 酒類提供は夜 19 時～朝 5 時休止	⑤ 4/22～4/28 の間に使用停止あるいは時間短縮を開始し、5/6 まで実施 中小法人 20 万円 個人事業主 10 万円 ⑥ 4/29 に使用停止あるいは時間短縮を開始し、5/6 まで実施 中小法人 10 万円 個人事業主 5 万円

《4/29～5/6 休業の協力依頼》

対象種別	休業の協力依頼に係る床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額
学習塾等	床面積 100 ㎡以下	⑦ 4/29 に休業を開始し、5/6 まで継続して休業 中小法人 30 万円 個人事業主 15 万円 ※複数の休業要請等に対応する場合でも、1事業者あたりの支給額は、上記の額を限度とします。
商業施設(生活必需物資・生活必需サービス以外)	床面積 100 ㎡以下	
ホテル・旅館等	行楽を主目的とする宿泊事業に供する宿泊施設(ホテル、旅館等または民泊)	

Q 4 中小法人とはどのような事業者ですか？

中小企業基本法に基づく中小企業者の要件に該当する法人です。学校法人、NPO 法人等各種法人についても下記のいずれかの要件を満たす場合は対象とします。

但し、政治団体、宗教上の組織・団体は対象外です。

業 種	中小企業者（下記のいずれかをみたとすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
①小売業	5,000 万円以下	50 人以下
②サービス業	5,000 万円以下	100 人以下 (旅館業は 200 人以下)
③その他	3 億円以下	300 人以下

※ホテル・旅館は、中小企業信用保険法に定める旅館業の規定により 200 人以下

Q 5 休業期間について、いつから休業していたら給付対象になりますか？

令和 2 年 4 月 29 日までに休業（または営業時間の短縮）をしていれば、支援対象になりますが、休業の開始時期によって給付額が変わります。

【給付額が異なる理由】

Q 6 なぜ飲食店は給付額が異なるのですか？

飲食店等の食事提供施設は、社会生活を維持する上で必要な施設であるため、夜 20 時から朝 5 時までのみ営業休止（酒類提供は夜 19 時から朝 5 時まで休止）を要請していることから、休業時間に応じて、中小法人は最大 30 万円、個人事業主は最大 15 万円としています。

Q 7 なぜ床面積 100 ㎡以下の学習塾等や、商業施設（生活必需物資及び生活必需サービスの提供店舗等を除く）は給付額が異なるのですか？

休業の協力依頼の期間が4月29日から5月6日までのため、中小法人30万円、個人事業主15万円としています。

Q 8 なぜホテル・旅館は給付額が異なるのですか？

ホテル・旅館については、

- ① 令和2年4月15日から「集会の用に供する部分のみの使用停止」を要請

ホテル・旅館機能の一部である、集会の用に供する部分（宴会場等）のみ使用停止を要請していることから、休業期間に応じて、中小法人は最大30万円、個人事業主は最大15万円としています。

- ② 令和2年4月29日「行楽を主目的とする宿泊事業に供する宿泊施設（ホテル・旅館等又は民泊）の使用停止」を協力依頼

休業の協力依頼の期間が4月29日から5月6日までのため、中小法人30万円、個人事業主15万円としています。

II 施設の給付対象要件

【飲食店】

Q 9 飲食店の時間短縮について、どのような場合に支援金の支給対象になりますか？

例えば、通常は夜22時まで営業していた店舗が、夜20時までの営業に短縮するなど、通常の営業時間が夜20時から朝5時までの時間帯を含む店舗が、その時間帯の営業を休んだ場合に対象になります。

（時間短縮の例）

通常の営業時間	要請後	対象の可否
夜18時から夜23時まで	夜18時から夜20時まで	対象 (通常の営業時間に夜20時から朝5時までの時間帯が含まれており、要請後、夜20時以降の時間帯の営業を休止しているため)
夜18時から夜23時まで	終日休業	
朝10時から夜23時まで	朝10時から夜20時まで	
朝10時から夜20時まで	朝10時から昼2時まで	対象外 (通常の営業時間に夜20時から朝5時までの時間帯が含まれていないため)
朝10時から昼14時まで	終日休業	
夜6時から夜23時まで	夜6時から夜21時まで	対象外 (通常の営業時間に夜20時から朝5時までの時間帯が含まれているが、要請後、夜20時以降の時間帯の営業をしているため)

Q10 飲食店が20時以降はテイクアウトサービスに切り替えて営業を継続した場合、支援金の支給対象になりますか？

店内飲食の営業時間を短縮し、夜20時から朝5時までの営業を行わない場合は、対象となります。なお、夜20時から朝5時までの時間帯にテイクアウトサービスを行っていても、対象となります。

Q11 通常、夜20時以降も営業している店舗を4月15日から終日休業しています。営業時間の短縮ではなく終日休業している場合、支援金の額は30万円ではなく、100万円ではないのですか？

飲食店への要請は、夜20時から朝5時までの営業休止であるため、終日休業していた場合も、支援金は中小法人30万円、個人事業主15万円の給付となります。

Q12 飲食店に納入している卸売業者は支援金の支給対象になりますか？

この支援金は、県が休業要請や営業時間短縮の要請を行った施設を運営している事業者の方を対象としているため、納入事業者は、休業要請の対象になりません。

Q13 カラオケ喫茶は遊興施設ですか？ 食事提供施設ですか？

カラオケ営業を含む全てを休業している場合は遊興施設、カラオケを休業し、喫茶のみで時間短縮に応じている場合は飲食店等食事提供施設となります。

Q14 フードコート内の飲食店は、支援金の支給対象になりますか？

フードコートの店舗が、その飲食スペースの使用・維持管理のための契約を施設所有者と締結し、使用料を支払っている場合は、一般的な飲食店と同様に取り扱います。

【学習塾等】

Q15 100㎡以下の学習塾（英会話教室・音楽教室・バレエ教室等）を運営しています。支援金の支給対象になりますか？

100㎡以下の学習塾については、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、4月29日から施設の使用停止の協力を依頼しているため、対象となります。支援金は中小法人30万円、個人事業主15万円です。

Q16 学習塾を運営しています。教室が建物の1～3階に分かれ、1階ずつだと100㎡を超えないのですが、全フロアを足すと100㎡を超えます。支援金の支給対象になりますか？

床面積の合計が100㎡を超えている場合は、4月29日までに休業を開始し、5月6日までの間、継続して休業していれば対象です。

Q17 1階で学習塾、2階で音楽教室を運営しています。2フロアを足すと100㎡を超える場合、支援金の支給対象になりますか？

床面積の合計が100㎡を超えている場合は、休業4月29日までに休業を開始し、継続して休業していれば対象です。

Q18 週に数回、施設（レンタルスペース）を借りて英会話教室をしています。毎月、予約を

して借りているのですが、休業している場合、支援金の支給対象になりますか？

継続的な賃貸借契約等を行わず、随時、予約をしている場合は、施設を運営する事業者とは言えないため、支援金の支給対象にはなりません。

Q19 学習塾の施設の使用は停止して、オンライン授業の実施している場合は支援金の支給対象になりますか？

施設の使用を停止しているので、オンライン授業をしても対象となります。

Q20 学習塾を施設から年間使用承諾書を得て運営しています。支援金の支給対象になりますか？

施設を所有又は管理する者との間に、年間使用承諾書や協定、委託契約などにより、一定期間、当該施設を独占的に使用して事業を営んでいる場合で、かつ、施設の使用を停止することができる事業者の方であれば対象となります。年間使用承諾書等の施設使用根拠とあわせて、施設の床面積がわかる書類を添付してください。

<学習塾、教室等の例>

この支援金は、学習塾等の“施設”を管理運営している事業者の方を対象としています。

	パターン	対象の可否
1	自宅や自己所有の建物で教室をしている	対象 (ただし、占有面積は居住の用に供していない場所のみとします)
2	賃貸借契約や年間使用承諾書(それに準じる書類でも可)により施設を借りて教室をしている	対象 (継続的な使用权があれば、毎日連続でない教室をしている場合も対象)
3	特定の曜日・時間帯について、その都度(月、日、時間単位)施設を借りて、教室をしている	対象外

* 対象となる場合も、占有する施設の床面積が100㎡超と100㎡以下で、休業要請等の期間が異なります。

* パターン1の場合は、施設の床面積が分かる書類を添付してください。

* パターン2の場合は、賃貸借契約書・年間使用承諾書等の施設使用根拠が分かる書類と当該施設の床面積が分かる書類を添付してください。

【その他】

Q21 百貨店やショッピングセンター、ホテル・旅館にテナントとして入居しています。施設全体が休業している場合、テナントとして入居している店舗は給付対象になりますか？

複合商業施設やホテル・旅館にテナントとして入居している場合、運営している店舗が休業要請対象であれば対象となります。

① 生活必需物資・サービスの店舗（食料品店、衣料品店、クリーニング店、本屋、靴屋、鞆屋、家電量販店、眼鏡店、化粧品店、花屋など）

⇒休業要請等をしていないため、給付対象にはなりません。

② 生活必需物資・サービス以外の店舗（土産物店、旅行代理店、エステサロンなど）、学習塾等

⇒給付対象になります。

ただし、休業期間、床面積により支給額が異なります。

③ 飲食店

⇒通常の営業時間が夜 20 時から朝 5 時までの時間帯を含む店舗のみ、給付対象になります。

Q22 一つの店舗に休業要請対象と要請対象外の事業が混在しています。この場合、給付対象になりますか？

例えば本屋（休業要請対象外）とDVD・ビデオショップ（休業要請対象）が混在している場合、「DVD・ビデオショップ部分を明確に区分して休業する場合」または、「区分できず全体を休業する場合」は、給付対象となります。

売上はDVD・ビデオショップの売上又は店全体での売上どちらで比較してもかまいません。

Q23 ホテルで宴会場を閉めています。4月29日から更に宿泊施設を閉めた場合、支援金の額は？

ホテル・旅館が、宴会場と宿泊施設の両方を休業した場合も、支援金は中小法人 30 万円、個人 15 万円です。

Q24 住宅展示場を運営しています。給付対象になりますか？

当該展示場で、見学・住宅フェア等を開催する場合は、展示場全体が休業要請の対象です。商談等の目的のため、個別に展示されている住宅については、商業施設に該当し、休業要請の対象です。

Q25 サウナを併設した銭湯を4月15日から休業しています。対象になりますか？

銭湯は社会生活を維持するうえで必要な施設のため、休業要請等の対象外ですが、サウナは休業要請等の対象施設となるため、サウナを併設した銭湯全体を休業している場合、対象となります。なお、要請期間中、サウナのみ休業いただいた場合も対象です。

Q26 写真館で、事前に予約があったお客さまについては撮影している。このような場合は対象になりますか？

事前に予約のあった案件であっても営業していると言えますので、施設の使用停止の実績としてとらえることはできないため、対象になりません。

Q27 マッサージ店で有資格者が治療を行っている場合、給付対象になりますか？

鍼灸・マッサージを国家資格者が行う場合は、社会生活を維持する上で必要な施設として休業を要請していないため、対象になりません。

Q28 社会生活を維持する上で必要な施設とはどのような施設ですか？

当支援金のホームページに掲載しているPDFファイル「休業要請を行っていないかった施設一覧」をご覧ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/kyugyoshien.html>

Q29 結婚式の披露宴会場を運営しています。給付対象になりますか？

披露宴会場は人が集まる場になることから休業要請の対象であり、給付対象です。

Q30 自宅で、学習塾等の教室（生活必需以外の商品の販売・サービス）をしています。自宅全体の床面積で申請していいですか？

(5/6 更新)

自宅全体の床面積でなく、学習塾等の教室や、生活必需以外の商品の販売・サービスの提供のために使用していることが明確な部分のみの床面積を合計し、その部屋の写真を添付してください。自宅で使用している部分（寝室、浴室、バルコニー等）の床面積は含めないでください。

III 申請要件

Q31 同一の事業者が、県内に複数の休業要請対象施設を運営している場合、それぞれの店舗ごとに支援金の給付申請ができますか？

店舗数に応じて支給額が増額されることはありません。
支援金の給付は1事業者につき1回限りとなります。

Q32 同一の事業者が、県内に複数の休業要請対象施設を設置している場合、すべての施設を休業する必要があるのですか？

感染拡大防止の観点から、すべての施設の休業をお願いします。

Q33 施設を運営していないが、フリーランスとして休業要請対象となる店舗と契約しています。休業した場合、対象になりますか？

この支援金は、県が休業要請や営業時間短縮の要請を行った施設を運営している事業者の方を対象としているため、対象になりません。

Q34 休業要請の影響で、施設の入居が進まないテナントのオーナーは対象になりますか？

この支援金については、県が休業要請や営業時間短縮の要請を行った施設を運営している事業者の方を対象としているため、対象になりません。

Q35 休業した後、廃業したのですが、給付されますか？

経営継続のための支援金のため、廃業された場合は支援金の対象にはなりません。

Q36 休業要請対象となった施設でイベントをしている事業者です。施設が使用停止になったことでイベントが出来なくなり、売上が減少しています。対象になりますか？

この支援金については、県が休業要請を行った施設を運営している事業者の方を対象としているため、対象になりません。

IV 売上減少の比較

Q37 4月（または5月）の売上が、前年同月比50%以上減少とありますが、4月1日（または5月1日）から末日までの売上で比較するのですか？

4月（又は5月）の売上は4月1日（又は5月1日）から末日までの売上とします。

Q38 県内に複数の事業所がある場合、売上の減少はどのように申請すればよいですか？

「事業者の事業全体」または「休業要請等の対象施設（50%以上売上が減少している施設が複数ある場合は一カ所）」のいずれでも可能です。

対象施設で比較する場合で、50%以上売上が減少している施設が複数ある場合は、「売上の減少が最も大きい施設」または「通常の雇用者数が大きい施設あるいは通常の売上が最も大きい施設」を申請書2頁「3 休業等の対象施設の情報」に記載し、その施設の売上の減少状況を記載してください。

Q39 前年4月よりも前に開業していたのですが、前年4月（又は5月）の売上が分かりません。どうすればよいですか？

確定申告書や決算書に記載された前年の1年間の売上を12で割って得られる金額と、今年4月（又は5月）の売上とを比較してください。その方法の場合、申請書に計算式を書いたうえで、前年の売上金額が分かる書類を申請書に添付してください。

Q40 学習塾を営んでいます。5月分の月謝は前受金として4月に保護者から受領していますが、5月を休業した場合は、4月に受領した5月分の月謝は返金します。この場合、4月の売上がどのように考えればよいでしょうか？

申請時点で、5月に返金することが確定している場合は、当該返金額を4月の売上額から控除して構いません。

**Q41 開業して1年1カ月未満なので、昨年同月で売上比較をすることができません。
どのようにしたらよいのですか？**

区分ごとに対応欄の内容で比較してください。

区 分	対 応
事業歴が1年1ヶ月未満で、 前年4月又は5月の売上金額がない場合	以下の売上を「平成31年4月又は令和元年5月の売上」と見なして、令和2年4月又は5月の売上と比べます。
①創業日が、 平成31年4月2日～ 令和2年3月1日の場合	創業日以降の以下のいずれかの売上 〔ただし、創業日が月の初日でない場合は、その翌月以降から始まる期間の売上を選択してください。〕 ア. 令和元年10～12月の3ヶ月間の平均月間売上 イ. 令和元年12月の売上 ウ. 令和2年1～3月の3ヶ月間の平均月間売上 エ. 令和2年2～4月の3ヶ月間の平均月間売上 オ. 令和2年3～5月の3ヶ月間の平均月間売上
②創業日が 令和2年3月2日～ 令和2年3月31日の場合	令和2年3～5月の3ヶ月間の平均月間売上 (※)
<p>(※) 3月の売上については、一日当たりの平均売上額を算出し、それに3月の総営業日数（3月初めから営業していたと仮定した場合の3月の総営業日数）を掛けて得られる額を3月の売上と見なします。 <例> 3月29日に創業し、3月29～31日の3日間の売上金額が12万円で、3月の総営業日数が25日の場合、3月の月間売上を100万円と見なします。 $12 \text{万円} \div 3 \text{日} \times 25 \text{日} \text{ (3月の総営業日数)} = 100 \text{万円} \dots 3 \text{月の月間売上と見なす}$</p>	

V 証明書類等（営業証明、売上減、対象業種、時短営業、床面積）

Q42 営業していたことがわかる書類は、何を提出すればよいのですか？

直近の確定申告書の写し（税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの。ない場合はその控えでも構いません。）の直近の売上が分かる部分（法人の場合は別表一、個人事業主の場合は確定申告書Bの第一表又は第二表）を添付してください。確定申告書では営業活動を行っていることが分からない場合は、令和2年2月以前の月末締め帳簿を添付するなどしてください。

開業後、間もないため確定申告書がない場合は、「税務署に提出した法人設立届出書」又は「個人事業の開業届出書の写し」「健康保険・厚生年金保険新規適用届の写し」「雇用保険の開業届の写し」「施設に係る不動産賃貸借契約書の写し」「取引銀行の口座の通帳の写し」「開業に係る融資の取引記録」「施設に必要な設備・機器の納品書」など開業していることが分かる書類のいずれかを提出してください。

Q43 売上減がわかる書類は何を提出すればよいのですか？

帳簿類の写し等（例：総勘定元帳、売上台帳）により確認します。

- ・令和元年4月2日以降に開業した方は、比較した平均月間売上の計算式を申請書に記載したうえで、計算に必要な売上が分かる資料（決算書や帳簿類の写しなど）を提出してください。その際、各月の売上金額に○印を付けるなど、見やすいように表示してください。
- ・事業者全体ではなく、単独又は複数の対象施設で申請する場合は、申請する施設の売上が分かる書類を提出してください。

Q44 休業要請等の対象業種であることを証明するために、何を提出すればよいのですか？

次の①～③の資料を提出してください。

- ① 施設での営業内容・業種が分かる書類
（例）会社のパンフレット、ホームページの写し、広告チラシ、業界団体の会員証の写し
- ② 営業を行うために許可や資格等が必要となる場合は、営業許可証や資格証等の写し
（例）飲食店営業許可、古物商許可
- ③ 休業等に応じた施設の外観写真1点以上及び内部写真1点以上（外観写真は社名や店舗名入りのもの）

Q45 飲食店の営業時間を短縮したことが分かる書類は、何を提出すればよいのですか？

営業時間を短縮する前と後のそれぞれについて、営業時間を示す看板・店舗の表示の写真やチラシ、会員証の写し、ウェブサイトの該当ページのコピーを用意してください。

あるいは、店頭に掲げられた営業時間短縮の告知文の写真（変更前と変更後の営業時間が両方分かることが必要）でも構いません。

Q46 飲食店と遊興施設（スナック、バー）との区別は、何を提出すればよいのですが？

スナックやバーとして申請する時は、風営法に基づく許可証の写しや店舗の内装、外観がわかる写真を添付してください。許可を受けていない場合は、店舗の内装、外観がわかる写真を添付して下さい。

Q47 学習塾、生活必需物資・サービス以外の店舗を運営しています。休業した施設の床面積が分かる書類は何を提出すればよいのですか？

不動産賃貸契約書や重要事項説明書の写し、不動産登記事項証明書、固定資産税課税通知書の写し、施設図面（施設の広さが分かるもの。手書きも可）のいずれかを添付してください。

VI 申請方法・期限

Q48 インターネットが使えません。申請のための書類はどこでもらえますか？

市町や県民局・県民センター、商工会議所・商工会の窓口で配付します。

*窓口での配付は、5月上旬になる可能性がありますのでご了承ください。

*市町や県民局・県民センター、商工会議所・商工会の窓口での受付はできません。

Q49 申請手続きはどのように行うのですか？

郵送で、申請書と添付書類を提出してください。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、ご持参による提出はご遠慮ください。

- ・簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法での提出をお願いします。
- ・差出人欄のない封筒を使用される場合には、差出人の御住所・御名前を封筒の裏側に記載してください。
- ・写真や書類のコピーや写真等を同封される場合は、申請者のお名前（法人名、個人事業主名）を裏面などに記載してください。

Q50 申請受付はいつまでですか？

(6/26 更新)

受付は4月28日（火）から7月7日（火）（当日消印有効）です。

Q51 いつから給付されますか？

申請受付から支給までは2～4週間を予定しています。

本支援金は、県と市町双方の負担により行っていることから、市町の予算の議決がなされた後にお支払いすることをご了承ください。

Q52 県内に支給要件を満たす複数の施設があるとき、申請手続きはどのようにすればよいですか？

申請書1頁の申請者欄は、本店所在地（個人事業主の場合は、個人事業開業届出書の納税地）、名称・商号、代表者職氏名を記載してください（県外の場合は県外の住所をお書きください）。

申請書2頁の「3 休業等の対象施設の情報」については、50%以上売上が減少している施設が複数ある場合は、「売上減少が最も大きい施設」あるいは「通常の雇用者数が最も大きい施設または通常の売上が最も大きい施設」を選んで、その施設の名称、所在地等を記載してください。

Q53 一人で法人代表者や個人事業主として、複数の事業体を経営しています。それぞれで申請することは可能ですか？

同一の経営者が同一の場所で複数の事業体（例：法人と個人事業、複数の法人など）を営んでいる場合は、支援金の給付は原則一事業者として対応します。

同一の経営者が異なる場所で異なる事業体を営んでいる場合も、業種・業態が同じか又は近い場合は原則一事業者とみなします。

Q54 一つの法人に複数の子会社がある場合、子会社ごとに申請してよいのですか？

給付要件を満たすのであれば、子会社ごとに申請はできます。

但し、異なる事業体であっても、同一の代表者で同一の場所で事業を営んでいる場合は、支援金の給付は原則一事業者とします。

同一の代表者が異なる場所で異なる事業体を営んでいる場合も、業種・業態が同じか又は近い場合は原則一事業者とみなします。

Q55 本店が県外にある法人ですが、兵庫県内に施設があり、要請に応じて休業しています。対象になりますか？

兵庫県内に休業要請等の対象となる施設を置く中小法人及び個人事業主であれば、要件を満たせば対象になります。

Q56 企業でなく法人（学校法人等）で施設を運営しています。申請できますか？

給付要件に該当すれば、申請できます。

但し、政治団体、宗教上の組織・団体は対象外です。

【参考】申請可能な法人の種類

学校法人、医療法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人（特定非営利活動法人）、農業法人などの法人も対象になります。

Q57 みなし大企業ですが、申請できますか？

中小企業の要件に該当したとしても、出資、役員派遣などを通じて、実質的に大企業である親会社の傘下にある中小企業は支援金の支給対象外となります。

【みなし大企業の定義】

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ・大企業（外国法人含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

Q58 人格のない社団ですが、申請できますか？

人格のない社団（任意団体）のうち、支給要件を満たす団体には、原則として個人事業主の区分で支給します。ただし、①団体運営に関する取り決め（規約等）があり、②それに従って運営されている実態があり、③法人税の確定申告が確認できる団体については、中小法人の区分で支給することとします。

具体的には、規約、規則又はこれらに準ずるもの及び当期予算書又は前期収支決算書の提出があること、前年度に法人税の申告をしていること、団体専用の銀行口座があること、の全てを満たす団体を中小法人の区分で支給します。

Q59 申請書類の提出について、レターパックを指定しているが、青色（レターパックライト）と赤色（レターパックプラス）のどちらで郵送すればよいですか？

「レターパックライト」で郵送してください（対面の受け取りが必要な「レターパックプラス」は事務局職員不在時に受領できないため）。

消費税増税後のレターパックライトを利用ください。（両額印面が 370 円のレターパック）

消費税増税前の両額印面が 360 円のレターパックを利用される際は 10 円分（料額印面が 350 円のレターパックは 20 円分）の切手を貼ってください。

【参考】兵庫県が休業要請等を行っていた対象施設一覧（申請書に記載する施設種別コード表）

1 休業要請を行う施設

カテゴリー	対象	休業要請	施設種別コード	備考
遊興施設	キャバレー	対象	101	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 （＝休業要請）
	ナイトクラブ	対象	102	
	ダンスホール	対象	103	
	スナック	対象	104	
	バー	対象	105	
	ダーツバー	対象	106	
	パブ	対象	107	
	性風俗店	対象	108	
	デリヘル	対象	109	
	アダルトショップ	対象	110	
	個室ビデオ店	対象	111	
	インターネットカフェ	対象	112	
	漫画喫茶	対象	113	
	カラオケボックス	対象	114	
	射的場	対象	115	
	ライブハウス	対象	116	
	場外馬（車・舟）券場	対象	117	
劇場等	劇場	対象	118	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 （＝休業要請）
	観覧場	対象	119	
	プラネタリウム	対象	120	
	映画館	対象	121	
集会・展示施設	演芸場	対象	122	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 （＝休業要請）
	集会場	対象	123	
	公会堂	対象	124	
	展示場	対象	125	
	貸会議室	対象	126	
	文化会館	対象	127	
多目的ホール	対象	128		
運動・遊技施設	体育館	対象	129	【要請の内容】 施設の使用停止を要請（＝休業要請） ※1 屋外施設は使用停止の要請の対象外とする ※2 屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする
	屋内・屋外水泳場	対象	130	
	ボウリング場	対象	131	
	スケート場	対象	132	
	スポーツクラブ	対象	133	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	134	
	ゴルフ練習場（※1）	対象外	135	
	バッティング練習場（※1）	対象外	136	
	陸上競技場（※1）（※2）	対象外	137	
	野球場（※1）（※2）	対象外	138	
	テニス場（※1）（※2）	対象外	139	
	弓道場（※1）	対象外	140	
	マーチャン店	対象	141	
	パチンコ屋	対象	142	
	ゲームセンター	対象	143	
	テーマパーク	対象	144	
遊園地	対象	145		

1 休業要請を行った施設

カテゴリー	対象	休業要請	施設種別コード	備考	
文教施設	幼稚園	対象	146	【要請の内容】 原則として施設の使用停止を要請	
	小学校	対象	147		
	中学校	対象	148		
	義務教育学校	対象	149		
	高等学校	対象	150		
	高等専修学校	対象	151		
	高等専門学校	対象	152		
	中等教育学校	対象	153		
	特別支援学校	対象	154		
大学・学習塾等 (※)	大学	対象	155	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止等を要請（＝休業要請） 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 床面積の合計が1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止等（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼 但し、床面積の合計が100㎡以下においては、協力依頼を行わない。 （営業する場合は適切な感染防止対策の実施を依頼） ※オンライン授業は対象外 ※家庭教師は対象外 大型連休期間（R2.4/29～5/6）における休業の協力依頼施設の追加 床面積の合計が100㎡以下の施設については、特措法施行令第11条第1項に規定する施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼	
	専門学校	対象	156		
	専修学校・各種学校	対象	157		
	日本語学校・外国語学校	対象	158		
	インターナショナルスクール	対象	159		
	自動車教習所	対象	160		
	学習塾	対象	161		
	英会話教室	対象	162		
	音楽教室	対象	163		
	囲碁・将棋教室	対象	164		
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	165		
	そろばん教室	対象	166		
	バレエ教室	対象	167		
	体操教室	対象	168		
博物館等	博物館	対象	169	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止等を要請（＝休業要請） 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 床面積の合計が1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止等（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼	
	美術館	対象	170		
	図書館	対象	171		
	科学館	対象	172		
	記念館	対象	173		
	水族館	対象	174		
	動物園	対象	175		
	植物園	対象	176		
ホテル又は旅館	大型連休期間 （R2.4/29～5/6）以外	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	対象	177	*【行業を主目的とする宿泊事業に供する宿泊施設（ホテル、旅館等又は民泊）】 特措法施行令第11条第1項に規定する施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼
		旅館（集会の用に供する部分に限る）	対象	178	
	大型連休期間 （R2.4/29～5/6）	ホテル（*）	右記のとおり	179	
		カプセルホテル（*）		180	
		旅館（*）		181	
		民泊（*）		182	

1 休業要請を行った施設

カテゴリー	対象	休業要請	施設種別コード	備考
商業施設	ペットショップ（ペットフード売場を除く）	対象	183	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止等を要請 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 床面積の合計が1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止等（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼 但し、床面積の合計が100㎡以下においては、協力依頼を行わない。 （営業する場合は適切な感染防止対策の実施を依頼） 大型連休期間（R2.4/29～5/6）における休業の協力依頼施設の追加 床面積の合計が100㎡以下の施設については、特措法施行令第11条第1項に規定する施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼
	ペット美容室（トリミング）	対象	184	
	宝石類や金銀の販売店	対象	185	
	住宅展示場（戸建て、マンション）	対象	186	
	古物商（質屋を除く）	対象	187	
	金券ショップ	対象	188	
	古本屋	対象	189	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	190	
	囲碁・将棋盤店	対象	191	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	対象	192	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	193	
	ゴルフショップ	対象	194	
	土産物店	対象	195	
	旅行代理店（店舗）	対象	196	
	アイドルグッズ専門店	対象	197	
	ネイルサロン	対象	198	
	まつ毛エクステンション	対象	199	
	スーパー銭湯	対象	200	
	サウナ	対象	201	
	エステサロン	対象	202	
	日焼けサロン	対象	203	
	脱毛サロン	対象	204	
写真屋・フォトスタジオ	対象	205		
美術品販売	対象	206		
展望室	対象	207		

2 部分的に休業要請を行った施設 ※適切な感染防止の協力を要請

（1）社会生活を維持する上で必要な施設

カテゴリー	対象	休業要請	施設種別コード	備考
食事提供施設	飲食店	対象外 （協力依頼）	301	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請、 営業時間短縮の協力を要請 ※営業時間については、午前5時から午後8時までの間の営業を要請し、 酒類の提供は夜7時までとすることを要請 （宅配・テイクアウトを除く）
	料理店	対象外 （協力依頼）	302	
	喫茶店	対象外 （協力依頼）	303	
	和菓子・洋菓子店	対象外 （協力依頼）	304	
	居酒屋	対象外 （協力依頼）	305	